

## 鹿児島市交通局軌道敷落葉等収集運搬処分業務委託仕様書

仕様の大要是次のとおりとする。なお、受注者は、現場の状況に応じて管理上必要と認める業務で、契約上合理的な範囲内のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても、信義に従って誠実に実施しなければならない。

### 1 業務の場所等

専用軌道[谷山停留場～涙橋停留場の上下線]を除く軌道敷全線

### 2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 一般事項

- (1) 本業務は、電車軌道敷に堆積した落葉（イチョウ・クスノキなど）及びごみ（以下、「落葉等」という。）を撤去、収集し、路面電車の運行に支障がない状態を維持することを目的とする。
- (2) 受注者は、作業にあたり、労働安全衛生法等諸法令及び諸法規を厳守すること。
- (3) 受注者は、人身事故、災害または、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく発注者に報告すること。もし、第三者及び従事者に損害が生じたときは、受注者の負担によって、これを補償すること。
- (4) 受注者は全業務完了後に、実績報告書(任意書式)を発注者に遅滞なく提出すること。  
実績報告書には、実施日ごとに「作業前」、「作業中」、「作業後」の写真を添付すること。
- (5) その他不明な点は、発注者の指示によること。

### 4 特記事項等

- (1) 作業は、令和8年3月31日までとする。
- (2) 作業時間は、9時から16時までとする。
- (3) 実際の作業場所は、作業前日の17時までに発注者が指定する。
- (4) 電車の往来があるため、常時1名以上の交通誘導員を配置し、確実に安全を確保すること。また、作業により、電車の運行に支障をきたすことがないように、電車の往来時は、速やかに安全な場所に退避すること。
- (5) 電車の往来時に、全作業員は、電車の運転士が見える位置で、拳手により運転士に合図を送ること。
- (6) 作業日数は**12日間**とし、具体的な作業日については、発注者の指示に従うこと。た

だし、天候等により作業日時の変更が必要な場合は、当日の8時30分までに発注者に連絡し、承諾を得ること。

- (7) 軌道敷レールの溝内に堆積した落葉等については、プロアー等で掃き出して確実に収集すること。
- (8) 軌道敷周辺の芝生や植栽、施設等を損傷しないように十分注意したうえで作業すること。
- (9) 作業を行うにあたり、道路使用許可申請等が必要な場合は、受注者において手続きを行うこと。
- (10) 収集した落葉等は、受注者の責任において、廃棄物処理場に搬入し、速やかに処分を行うこと。また、実績報告書提出時に、マニフェスト等又は納品書の提出を行うこと。
- (11) 受注者は、仕様書に記載された事項について、作業員に周知徹底させること。
- (12) 受注者は、業務の履行にあたって、業務内容に不都合な点があると発注者から指摘された場合は、速やかに是正するとともに、その他必要な措置を講じること。
- (13) 受注者は、作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
- (14) 作業員は、常に服装を正し、作業を安全かつ確実に行い、次の事項を遵守すること。
  - ①名札又は制服を着用すること。
  - ②常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないよう努めること。
  - ③作業中に施設、軌道敷の芝生、植栽等を損傷したとき、又は損傷箇所を発見したときは、発注者に速やかに届けること。また、損害を与えた場合は、全ての責任を負うこと。
  - ④作業中は、安全具（ヘルメット、反射ベスト、誘導灯等）を必ず着用し、事故防止に努めること。

## 5 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する作業員及び従事した作業員に係る労働環境に關し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する作業員及び従事した作業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する作業員及び従事した作業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。